

貸出カード発行における規約

1. 貸出カードは、卒業生より発行申請書と卒業証明書（実費分）の提出を受け発行する。
2. 発行手数料として、300円（証紙にて）を徴収する。
3. 貸出カードの有効期間は発行から1年間とする。
継続においては所定の手続きを要する。
4. 貸出カードの発行は本校卒業生で、首都圏（東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県）に在住または在勤者に限る。
5. 貸出カードの発行に際し、現住所・氏名を確認できる身分証明書（運転免許証・保険証・旅券など）の提示を義務付ける。
6. 上記記載事項に変更が生じた場合、また貸出カードを紛失した場合は、速やかに事務局に連絡をすること。
7. 図書の出借冊数は2冊、期限は2週間とする。
8. 以下に記す者は図書室利用を禁止とする。
 - ① 上記記載事項に事実を偽り申請した者。
 - ② 貸出カードを他人に譲渡、または貸与した者。
 - ③ 返却期限を守らない等、素行不良な者と学校が判断した者。

貸出における規約

1. 返却の延滞がないように注意すること。
2. 返却期限を過ぎても返却がない場合は、以下の通りとする。
 - ① 返却期限を過ぎて1週間以内に返却した場合、1ヶ月間の貸出禁止とする。
 - ② 返却期限を過ぎて2週間以内に返却した場合、3ヶ月間の貸出禁止とする。
 - ③ 返却期限を過ぎて3週間以内に返却した場合、6ヶ月間の貸出禁止とする。
 - ④ 返却期限を過ぎて4週間以内に返却した場合、9ヶ月間の貸出禁止とする。
 - ⑤ 返却期限を過ぎて1カ月以上経過し返却意志のない場合、図書室利用を禁止とする。
また、学校より返却の催告をする。
3. 図書弁済について
図書の未返却・紛失・棄損の場合は図書購入のため実費請求をする。

上記規約を同意のうえ、署名捺印をお願い致します。

平成 年 月 日

印